

第8回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年11月24日（月） 9時03分～12時43分

会場：第2庁舎地階第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■職員からのパブリックコメント

- 職員のなかには、市民の責務を明記するべきとする意見が多かった。市政オンブズマンについてはどちらともいえないという意見が多い。
- 職員の指摘のなかで、策定委員会では指摘されなかった事項で、なるほどというものがあれば、条文にも取り入れる検討をしてもよいのではないか。
- 本日初めて見るものであるため、次回以降検討したい。

■前文

- 各部会から提出された前文案をもとに事務局でたたき台を作成した。
→今回は前文の内容の確認にとどめ、次回以降検討したい。

■組織運営

- 素案の指摘にある「部門間の連携」を条文で担保したほうが良いと思う。
- 29条と30条の表現は、これから新しく整備や見直しを行う時にだけ限って、責任の所在が明確にならなければならないとっているように感じられるため、表現を変えたほうが良いと思う。
→30条を「前項による」と制限せずに、「組織運営にあたっては」といったかたちとすればよいのではないか。

□検討事項 30条を「前項による」と制限せずに、「組織運営にあたっては」というかたちで再度表現を見直す。また、その表現により「部門間の連携」が担保されているか留意をする。

■財政運営等

- 他の条文との整合性をとって「公表するものとする」から「公表しなければならない」としたほうがよい。

□修正事項 35条を「公表しなければならない」とする。

■行政評価

- 市民のために行政評価を行っているという部分と、評価結果を公表しなければならないという部分とが、原案では混在してわかりにくいと感じる。
- 外部評価の必要性やその詳細な内容など、行政評価制度自体の詳細な制度は起草委員会の検討範囲を超えているが、素案でも外部評価は検討をすることとしているため、その条文での取り扱いについては今後とも検討したい。

□修正事項 36条2項を設けて、こちらに行政評価結果を公表しなければならないことを規定する。36条1項には、市民の意見を反映させるため、行政評価を行わなければならないことを示す。

□検討事項 外部評価の必要性を明記するか、あるいは制度自体の導入には言及しないとしても、客観的な評価とすることをうたうかなど、外部評価のあり方については今後とも検討する。

■情報公開

- 素案の40に示されている、市が保有する情報は原則として市民の共有財産であるという趣旨は、素案の11条に対応させたい。一方、18条には、素案の38が対応するものとしたい。

□検討事項 18条に対応する素案は素案の38とする。これにより、市民の知る権利が「共有財産」に基づくことを示す。一方、11条に対応する素案は、素案の40とする。

■運営推進委員会

- 以前から、個別条例に関する議論を今後するべきだと指摘しているが、運営推進委員会の機能の詳細についても、その枠の中で検討されるものと思われる。

□検討事項 運営推進委員会の詳細な内容については、個別条例の中で検討する。また設置の是非やそのあり方について、改めて運営調整部会に諮る。

以上